

議会だより

発行・編集
東成瀬村議会局
議会事務局
印刷
鶴田印刷社



冬期バス

大柳ゆき

定期バスが大柳方面に運行開始したのは、昭和40年、須川温泉ゆき急行バス運行以来だ、しかし、冬期間は橋台止り、この不便さを解消するため、村議会は、全議員連署をもって羽後交通に陳情したことは、「議会だより」No.12のとおり、この陳情がみのり、1月10日の冬期バス運行から、従来の運行回数に、日中一往復が追加運行され、除雪体制の強化と併せて“半年雪の中”のイメージも消えたと地域住民によるこぼれている

定期バスが大柳方面に運行開始したのは、昭和40年、須川温泉ゆき急行バス運行以来だ、しかし、冬期間は橋台止り、この不便さを解消するため、村議会は、全議員連署をもって羽後交通に陳情したことは、「議会だより」No.12のとおり、この陳情がみのり、1月10日の冬期バス運行から、従来の運行回数に、日中一往復が追加運行され、除雪体制の強化と併せて“半年雪の中”のイメージも消えたと地域住民によるこぼれている

No. 13
3-1
1976

- 1 / 29 県代行路線着沢地区地主との談話会、各常任委員長出席
- 1 / 24 岩小入道分校竣工式
- 1 / 16 郡町村議長会、議長出席
- 1 / 19 全員協議会（村選管長訴訟の件）
- 1 / 9 村商工会金融対策座談会
- 1 / 5 消防出初式
- 12 / 20 / 24 第9回定例会
- 12 / 19 議会運営委員会
- 12 / 19 常任委員会正副委員長出席
- 11 / 28 統合中学校々舎起工式
- 12 / 5 増田町、東成瀬村議会議員懇談会（増田町）正副議長、常任委員会正副委員長出席
- 11 / 25 奥羽南線復線電化祝賀会（秋田市）議長出席
- 11 / 23 十文字成瀬会総会（十文字町）副議長出席
- 11 / 22 第八回臨時会
- 11 / 15 全員協議会（統中校舎建設設計説明会）
- 11 / 13 大柳橋、椿川小学校プール竣工式
- 11 / 10 村議、仙北町役場、西木村養魚場を視察（十三名参加）
- 11 / 5 / 6 県南四郡議長連絡協議会（山内村）副議長出席
- 11 / 4 雄勝郡東部高校誘致陳情（秋田市）議長、事務局出席

議会活動

五十年十一月～五十一年一月

49 決算など認定 (第九回定例会)

昭和五十年第九回定例会は、十二月二十日招集され、会期を同月二十四日までとし、四十九年度決算など議案十三件を可決承認して五日間の会期を閉じた。

この議会では、第一日目、村長所信、専決処分報告、議案説明を求め第二日目は、日曜日であり休会、第三日目は、開会後即休憩に入り全員協議会を開催し、四十九年度決算(案)の内容調査、第四日目、一般質問、陳情審議、決算審議、第五日目、提出された議案それぞれを審議し全日程を終了、五日間にわたる議会を閉じた。

第八回臨時会

11月22日

※東成瀬村立東成瀬中学校建設工事請負契約の締結について。
(原案可決)

12月20、24日

※東成瀬村国民健康保険条例の一部を改正する条例。(原案可決)

12月20、24日

議案審議概要 (抜粋)

東成瀬中学校建設工事、本体工事は、契約金額二億二千四十四万円で大曲市(佛丸忠建設電気工事は契約金額三千九百九十四万円で秋田市(佛秋田工業。衛生暖房工事は契約金額四千八百九十五万円で秋田市(佛日の出施設工業と契約締結の議決を求めたもの。工期はそれぞれ、契約の日から昭和五十年八月三十一日まで。

※秋田県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。
(原案可決)

組合組織市町村中、西目村が西目町となつたため、議会の議決が必要として提出されたもの。
※秋田県市町村交通災害共済組合

専決処分報告

※昭和五十年年度県土地改良事業二階野地区(ほ場整備)事業工事請負契約の変更について

昭和五十年六月定例会において議会の議決を経たが、議決内容の一部に変更が生じたため、専決処分し、報告承認を求めたもの。

- 一、契約の目的
昭和五十年年度県土地改良事業
- 二、階野地区(ほ場整備)工事
- 三、契約の方法
指名競争入札による契約
- 三、契約金額
一、三、二五〇、〇〇〇円

- 四、契約の相手方
横手市黒川字一本木四四の四十五建設合資会社
- 代表社員 藤原十郎
- 五、工期
昭和五十年六月十七日から昭和五十年十月三十日まで
- 変更後
一、契約の目的
変更前と同じ
- 二、契約の方法
随意契約
- 三、契約金額
二、五、六〇六、〇〇〇円
- 四、契約の相手方
変更前と同じ
- 五、工期
昭和五十年六月十七日から昭和五十年十一月十五日まで

増田町 議会議員懇談会(十二月五日)

増田町と増田町は、行政圏の違いから何事も別個の行政が行なわれている。しかし、生活圏は同じ成瀬川流域に位置し、国道二四二号線を利用して生活している。特に菅生田、湯の沢地区は、あたかも同じ部落のように日常の交流がなされている。このような現状から両町村が一体となり解決しなければならぬ問題が数多くあるものと考へなければならぬことを痛感し、増田町議会のご好意により増田町吉野地区生活総合センターを会場に、両町村議会、正副議長、常任委員会正副委員長による交流懇談会が開催された。

懇談会が開催された。話題となった事項は、水沢・十文字線開通後の対策。川口・下田間の道路問題。小貫山堰、下田堰等灌漑用水路。構造改善事業。テレビ難視聴対策、誘致工場従業員確保策から、嫁婿斡旋依頼まで真剣な意見交換がなされた。少なくとも、旧西成瀬村が増田町に編入された昭和三十年以来、交通、文化、経済など地理的にも一本となつている増田町と初めて交流がなされただけでも大きな成果があつたと考へる。

決算認定

昭和四十九年度一般会計並びに五特別会計(国保施設勘定、国保事業勘定、簡易水道、農業用機械管理、十文字学生寮)は、十二月二十二日、全員協議会を開催し、慎重調査の結果、予算施行上適確に処理されており、認定すべきである。との結論に基づき、十二月二十三日の本会議において、全案認定した。

※岩井川小学校プール建設方について

陳情とその経過

陳情者 岩井川小学校PTA 会長 備前 廣見
水泳は、自然の河川に浴し、身体の鍛練するのが理想であるが、泳法の基礎指導を全員で行なうことは極めて困難、併せて近年上流域地域での開発工事等に伴ない河川の汚濁も逐年その度を深める。
児童生徒の皆泳と健康増進、安全管理のため、学校プールの速かな設置を要望する。の要旨。調査の上善処すべく、教育民生常任委員会に付記継続審議と決定。

一般質問

(第九回定例会)

矢櫃グラウンド整備について

團 矢櫃グラウンド北側土止め工事の進捗状況と隣地立木補償、今後の整備計画を伺いたい。

團 (教育長) 同グラウンド土止め工事は、すでに完了している。隣地補償については、村有地と一部交換し、契約成立している。また、今後の整備計画との事だが特に計画はしていない。

間木黒滝線の進捗状況は

團 工事中の間木黒滝線は、どの程度進捗したか。現地をみるに路肩等整備不完全で危険な箇所さえあるが、この整備計画はどうか。完成後の管理責任はどこか。

團 (産建課長) 昭和四七、四九年度は、岩盤等があり請負工事で実施、五十年度は村所有のブルドーザーで開設を進めている。用地は部落で解決するから、村ではブルドーザーを、との要望が部落からあり、開設したものです。この路線は成瀬川に添ってブルで押した程度の作業道であり、路肩が完全とは言えない。来春早々現地を調査し、再検討し、善処したい。

管理については、部落に依頼し補修等の経費は村で、と考えている。

ごみ処理施設について

團 五十年年度当初予算に計上された、ごみ埋立地造成工事の進捗状況を伺いたい。

團 (民生課長) 近年とみに多くなってきた不燃物処理を重視し、候補地を岩井川沼又地内村有原野とし、埋立地造成を計画、当初予算に計上した。この計画は公害防止に万全を期し、ブロック擁壁一、五層を組み、内部には側溝、沈澱槽を整備することとし、部落と接部を重ね協力を求めたが、岩井川部落臨時総会で否決され、工事着手はしていない。当面は、村と貸借契約をしている旧岩井川部落の埋立場を使用し、将来はぜひ公害防止施設の万全な埋立場を造成したい。

中学校生徒の通学方法は

團 去る第七回臨時会に於て、統合中学校上林地区と決定されたが通学方法について、以前より村長は、「岩井川以遠の生徒はスクールバスによる。」と表明しているが変更はないか。また、運行方法はどうか。

なお、スクールバス運行するにも道路整備が先決と考える。特に看沢地内における国道の整備、県代行路線の早期開通が望まれるがどう推進するか。

團 (村長) 統中実現後の通学方法は、四三年統中促進協議会発足当初から、通学、宿泊による父兄負担はかけない。と表明している。

また、昨年七月、議会教育民生常任委員会、村教育委員会の合同会議で岩井川以遠についてはスクールバス、松山台地区は、夏季スクールバス、冬期は、寄宿または縁故宿泊とし、費用は無料とする。と結論を得ている。また、スクールバス利用を表明している。このことだが、他町村では企業バス利用も考慮しているし、奥地開発のため、企業バスを、との声も一部にある。最近になって、「村長は、スクールバスでなく、企業バスに切り変えようとして約束に違反しようとしている」との声も聞くが、要は生徒の通学に便利であればと考えるし、松山台の宿泊をも考慮し、いかに決定するかは今後の課題。しかし先に決定した原則には一向変りない。道路については、県土木の計画では、一応須川まで舗装完了しているの第二次として、部落集中地から順次改良整備の計画だが看沢地区は早急な改良計画と伺っている。県代行路線は、現在、平良地区の用地買収に取り組んでいる。全面早期実現に全力をそそぎたい。

統中建設による

他事業への影響は

團 五一年度統中建設事業費のうち、一般財源が膨大であるが、この念出はどうするのか。また、この事業によつて他事業への影響はないか。

團 (村長) 数年来、財政調整基金を実施し、五一年三月末には一億一千五百万円を超えると確信する

不足財源確保には、五一年度予算で消耗経費の節減に努め、起債補助金の増額を国、県に要望し難局を切りぬけたい。財政難とはいえ、他事業へは極力影響しないよう努めたい。

部落要望にどう取り組むか

團 五一年度予算編成資料として各部落より提出された七九件の要望事項は、どれも部落民の切実な要望である。財政難な今日、どう対処するか。

團 (村長) 部落要望事項は、五年先を見通し提出を求めたものであり、部落長と協議し順位を決め、全部を単年度計画するものでないこの方法は村長就任以来続けており、逐次要望に添えるよう努力している。

山林原野の開発について

團 当村の面積は、国有地五七％を含め、九三％が山林原野とされている。これに介在する未利用地の活用が必要と考えるが、行政でどう対処するか。また、管理区分にある各部落と協議し、直営、公団造林を進めるべきでないか。分収権の対比等が造林の歯止めとなっていないか。

團 (村長) 村産業の基本にふれる大事であり、私、個人で決定し、方向付けすることは至難、今後は林業コンサルタント導入等意欲的に進め、郷土緑地に併せ推進したい。

村長解職請求に伴う

村長発言について

團 村長解職請求が出され、村選

管で出した結果とは関係なく、三分の一の者が署名に参加したこと、村長に対する行政不信の表われであり、今後の村行政に困難が予想されると考えねばならない。この解職請求中、村長が発言した事項について伺いたい。

一、十一月十日「リコールの署名がどの程度集まったか」と村長に聞かれ、「わからない」と答えたら、「お前が首謀者だべ」といった。この運動の発端は、地域住民の立場からの運動であり、日本共産党東成瀬支部が支持表明したものであり、事実、リコール代表者たちも自主的活動に自信と誇りを持っており、いかなる政党政治家が介入あつた事実を認めていない。村長は何をもって首謀者とするのか。

また、十二月十七日付朝日新聞に、村長談で「リコール運動には外部からの圧力がある」とあるが、どんな圧力があつたか。

團 (村長) 「首謀者」と言つたと言うが、そのようなきつい表現はしていない。「あなたがたが一番わかっているのではないか」との意味であった。そのよなきつい表現を受けとられたならばお許しを願いたい。また、新聞に「外部からの……」とあつた事だが、電話による答弁、対談により記事になった場合、発言通りに活字にならない場合が度々。これに対し、新聞を読む人の受け止め方、新聞記者の主観もあるので、意味が違ふと思つても抗議する気持にはな

三頁から

れない。また、外部からの圧力のことだが、記者の誘導的質問もあるもので、表面に出してそのような発言はしていない。

村長解職請求署名簿審査にあたって、村選管のあり方

リコール署名審査にあたって村民は、村選管に対し、不満と疑問を出してそのよう

一、喚問対象は、九十%以上が女性であり、対比で男性が少なかったのはなぜか。

二、病弱、カゼ、高血圧症により喚問に応じられない者に対し、再度通知があり、応じざるを得なかった。との事実もあり、喚問に無理はなかったか。

三、自分の家では名前を書けるが他人の前では、という人も多と思うが、無理に書けと強要された

四、自署、自筆の認定は、秋田市長解職請求時には強迫行為にあたるとして行なわれなかったし、技術的にむずかしいと考える。これが行なわれているが、どうか。

五、署名時の状況について喚問があり、前欄には誰が、主旨を理解して署名したか、など尋問したようだが、一ヶ月も経過している時点で忘れていたのではなかったかまた、証言と供述記録が違っていたため、捺印しなかった。供述記録をみせなかった。など選管の記録のとり方に疑惑を感じるがどうか。

六、喚問では、選管委員より事務員が主に聞いたり書かせたりしたと聞くし、意志疎通がなかったと聞く、委員と事務員の関係はどうか。

審(選挙管理委員長) 村長解職請求審査にあたって当委員会は、地方自治法第八一条の規定により、正式な順序を踏み、解職請求主旨に賛同し、自ら署名し、の意志を尊重し、厳正、公平、中立の態度をとり良心的に審査にあたったし、これからは基本は守ってゆく方針。喚問を行なうと決定したのは、提出された署名簿に素雑な簿冊が一冊あり、この簿冊の署名者全部を無効とするのはしるびないし、同一筆跡と思われるものもあり、喚問で確かめることにした。

尋問は、親切、丁寧、礼儀を尽し特に言葉は標準語でなく、東成瀬の方言であった。一、疑問あるものを選んだ結果、女性が多くなったに過ぎない。また、村比で男性が少ない、との事だが、出稼ぎ中を考慮して除いた者もある。

二、病弱であるかどうかは署名簿では判断出来ない。都合が悪く喚問に通知られない場合は申し出るよう応じられない場合は申し出る。日程も当時の都合を考え、三日間とした。

三、四、決して無理に名前を書せたものでなく、筆跡鑑定のため書せたものでもない。名前は、宣誓書に一回、供述記録に一回、費用弁償の請求、受領に各一回、計四回書いてもらった。なかには名前

だけ書いたもの、今は書けないと捺印だけの方もいたが、受理している。

五、尋問は、(一)住所、(二)生年月日

(三)署名収集には誰が、(四)署名簿に解職請求要旨、請求委任状があったか、(六)前欄の署名者は誰だったか、(七)項目を開いた。(一)～(五)は、本人であることを確かめるため、(六)～(七)は、署名簿が正式であったかを確かめるためです。

六、補助的に事務員が聞いたりしたが、責任をもって尋問したのは委員です。酒気おび喚問従事とのことだが、とんでもない話だ。

超過負担額について 財政危機の今日、当村は黒字財政を顕示していることはよろこばしい。しかし、本来、自治体が負担すべきでない負担を国、県より強要されてきている。この強要は超過負担行為である。四九年度中の村の超過負担額はいくらか。

審(村長) この自治体でも超過負担に悩んでおり、この解消に陳情を重ねているのが現状。超過負担のとりえ方は種々あるとは考えは、全国で六千三百六十億円、県では平均三十四億円、市では平均五億円、町村では平均六千万円との数字が出ており、当村では、二百五十九万一千円です。

米飯給食実施は考えないか。 四十年、政府は米の減反政策に併せ余剰米消化の一端として米飯給食実験校を指定したのが米飯

給食の始まり。当初、秋田県では二校が指定され、四七年には十三校、四八年に三九校、現在では五八校が米飯給食を行なっている。当村では現在、パン給食だが、これを米飯給食とする意志はないか。

審(教育長) 今のところ、国、県からの指示指導はない。しかし、いずれは全面米飯給食実施と予想される。従って、施設、器具機械設備、米の供給方法等、国、県の指示指導があり次第、検討したい。

道路舗装の促進 村の舗装事業は年々着実に進んでいるように見えるが、一部のみ舗装が多く、改良された道路でなければ舗装されていない。この砂利道側にある農作物、特に煙草はほこりをかぶり、その品質を落しているのが現状、未改良であれ現状舗装を提唱したいが、その考えはないか。

審(村長) 村道舗装の基本として改良後舗装、人家のあるところは最優先と考えて進んでいる。改良ばかりでなく現状舗装を、との事だが、現状とはいえ、ある程度改良しなければ舗装できない場合が多いので場所等考え併せて対処したい。

テレビ難視聴対策について 十月九日、秋田県知事来村時にも要望したが、知事談によると「県においても年次計画をもって対策を講じている。ぜひ悩を解消したい」とのべている。これに對し、村はどのような計画をもって対処しているか。

審(助役) 県の担当課には再々要望している。幸い蛭川にNHKの受信中継所があり、これに民放を併設出来ないものかとNHKに交渉した結果、民放からNHKに申し込みのみ限り無理。申し込みには一社約一千万円の費用が必要この費用は民放では出さないだろう、町村負担となってしまうのでこの点を考慮して民放と交渉してはどうか。との助言を得て、秋田放送、秋田テレビと交渉したが、一月中旬でなければ会談できないとの返事、現段階では会談待ちです。

奨学金制度化の考えはないか 高校は義務教育化し、大部分の生徒が就学している。しかし、大学となると金銭的にも至難な場合が多く、誰もが進学出来るものとは考えられない。学力向上、愛村心育成のため、これら大学就学者に対し、村で制度化し、補助、援助する考えはないか。また、県内において制度化している実例はないか。

審(村長) 大学生に奨学金制度をとの事だが、必要だと考えるが財政的に制度化出来るかどうかを考えさせられる。ある目的をもって村で育成しなければならぬ学生については、大幅な援助をしなければならぬ時が来るのではないかと考える。県内において制度化している実例をとのことだが、資料がなく後日調査の上、報告したい。

ある目的をもって村で育成しなければならぬ学生については、大幅な援助をしなければならぬ時が来るのではないかと考える。県内において制度化している実例をとのことだが、資料がなく後日調査の上、報告したい。